

高知県（幡多区域、香美区域、石鎚山系）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
（ニホンジカ）
（令和7年9月1日から令和8年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県では、平成24年度から「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（現在は、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画）」を策定し、シカの年間捕獲目標を2.5万頭（令和3年度までは年間捕獲目標3万頭）と定め、市町村による有害捕獲や狩猟期の捕獲対策等を実施し、シカ捕獲を推進しており、令和6年度は20,461頭の捕獲頭数となったものの、依然として2万頭前後にとどまっている。

第二種特定鳥獣管理計画では、年間捕獲目標数を達成するために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）」第7条の2第2項第5号に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業」を既存の捕獲事業に加えて実施し、シカの個体数管理を強化することとしており、本計画は、鳥獣保護管理法第14条の2に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために策定するものである。

本県のシカの生息数は、適正頭数9,203頭の約8倍となる74,747頭（令和2年度末現在）と推定され、シカによる農林業被害のほかに、一般の狩猟者による捕獲が及ばない、山岳地にある国有林及び鳥獣保護区では、生息数の増えたシカによる自然植生被害が深刻な状況にあり、希少植物の消失や樹木の枯死などによる生物多様性の喪失のほか、裸地化した山肌の崩壊、土砂の流出などの森林機能の低下が問題となっている。これらのことから、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域は、シカによる自然植生被害等が一定見られる高標高域の国有林内鳥獣保護区等とし、わな猟によるシカの個体数管理を推進する。

また、高知県と愛媛県の県境に位置する石鎚山系では、豊かな下層植生や希少植物が生息しているが、近年ニホンジカの生息密度が高まっており、シカによる植生被害が増加している。また、以前は確認されなかった石鎚山系中部においてもメスジカの存在が確認されており、シカの生息域も拡大している。

シカによる植生被害を抑制するためには、効率的な捕獲が必要であり、愛媛県と連携して短期間に集中的な捕獲圧をかけることで、ニホンジカの効果的な密度の低下を図る。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
(1) 幡多区域 シカ捕獲事業	令和7年9月1日～令和8年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間100日間程度)

(2) 香美区域 シカ捕獲事業	令和7年9月1日～令和8年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間100日間程度)
(3) 石鎚山系 広域連携捕獲事業	令和7年9月1日～令和7年12月31日 (うち、捕獲作業を行う期間100日間程度)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町村名等	選定理由	他法令等
(1) 幡多区域 シカ捕獲事業	四万十市西土佐 (八面山鳥獣保護区及び隣接する黒尊山国有林10林班)	シカの食害によりササ等の自然植生被害が著しい鳥獣保護区であり、自然植生の被害軽減及び早期回復を図るため、集中的なシカ捕獲を実施し、シカの生息密度を低下させる必要がある。	・足摺宇和海国立公園(第3種特別地域) ・国有林、県指定鳥獣保護区、鳥獣被害防止措置法に定める被害防止計画の対象地域
(2) 香美区域 シカ捕獲事業	香美市 土佐山田町平山 (甬喜ヶ峰鳥獣保護区内)	過去5年間の周辺メッシュでの捕獲頭数平均が多く、シカによる植生被害が予想される。また、希少植物の生育が確認されている。高標高域のため捕獲困難区域である本区域を選定した。	・県指定鳥獣保護区、鳥獣被害防止措置法に定める被害防止計画の対象地域 ・県立自然公園(第2種特別地域)
(3) 石鎚山系 広域連携捕獲事業	吾川郡いの町桑瀬 (石鎚山系鳥獣保護区)	近年シカ生息頭数の増加及び生息域の拡大により、自然植生被害が発生しており、これ以上植生被害が悪化しないよう、集中的なシカ捕獲を実施する。	・石鎚国立公園 ・国指定石鎚山系鳥獣保護区 ・笹ヶ峰自然環境保全地域 ・国有林、鳥獣被害防止措置法に定める被害防止計画の対象地域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
(1) 幡多区域 シカ捕獲事業	捕獲目標数：30 頭
(2) 香美区域 シカ捕獲事業	捕獲目標数：10 頭
(3) 石鎚山系 広域連携捕獲事業	捕獲目標数：20 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
(1) 幡多区域 シカ捕獲事業	わな猟 主にくくりわなを使用したわな猟による捕獲。なお、詳細は受託者と調整のうえ決定する。 (ただし、銃を使用する場合は、非鉛製銃弾による止めさしに限る。その場合は、四国森林管理局(森林管理署)に連絡し、指示に従い必要な処置等を講じた後、使用する。)	下見などの事前調査等を除いた捕獲日数は、概ね 100 日程度とし、その他の詳細については受託者と調整のうえ決定する。
(2) 香美区域 シカ捕獲事業	同上	同上
(3) 石鎚山系 広域連携捕獲事業	同上	同上

②作業手順：指定管理鳥獣捕獲等事業（シカ捕獲事業）

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたっては、以下の手順で作業を進める。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で定めるほか、受託者と調整の上決定する。

ア 認定鳥獣捕獲等事業者との委託契約の締結

認定鳥獣捕獲等事業者を対象に公募型プロポーザルにより受託者を決定し、委託契約を締結する。

企画提案書を基に、事業の実施方法や実施体制、適切な進行と管理、安全確保や法令遵守、捕獲個体の処理や事業の検証を踏まえた実績報告書の作成など、事業を実施する上で必要な事項等を定めた委託契約仕様書を作成する。

なお、業務上、仕様書等を変更する必要がある場合は、県と協議のうえ変更する。

イ 関係者等との調整

委託業務の実施に当たっては、県と受託者は連携協力して関係者等との調整を図り、適切かつ安全に事業を実施することとする。また、そのために必要な緊急連絡体制を構築する。

ウ 事前調査の実施

捕獲による効果等を検証するための指標とするため、事業実施区域でのシカの生息状況等の調査を実施する。実施する調査項目等については、仕様書等で定めることとする（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業）。

受託者は、捕獲等に関する法規則の状況を確認し、当該捕獲区域に応じた安全かつ効率的な捕獲方法の検討と時間、場所の確認、安全確保や危険回避のための確認作業の設定、捕獲による植生等への影響の確認等を目的として、事前調査を実施する。

エ 捕獲作業の実施

受託者は、委託契約締結後、業務仕様書に基づき、速やかに（概ね9月上中旬より）捕獲を開始し、12月～1月まで（概ね100日間程度）わな猟による捕獲作業を実施する。

捕獲作業の開始時と終了時には打ち合わせ等を実施し、作業内容や安全の確認、注意事項等の確認等を行う。なお、一般登山者の安全を確保するため、各所に掲示板等を配置するなど、実施に当たっては細心の注意を払う。

また、捕獲個体確認時は、別途指示する項目を記録し、捕獲した個体は、業務仕様書に従って計測等を実施した後、原則として現地に埋設する。

他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査するとともに、ニホンジカ以外の鳥獣が捕獲された場合は、原則として速やかに放獣する。錯誤捕獲した鳥獣の情報は県に情報共有する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲される可能性がある場合は、受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

オ 実績報告書の作成

認定鳥獣捕獲等事業者（受託者）は、業務仕様書に基づき実施した捕獲作業について、自ら捕獲効率の分析等を行い、業務実績報告書を作成し県に提出する。

カ 事後調査

捕獲による効果等を検証するための指標とするため、事業実施区域でのシカの生息状況等の調査を実施する。実施する調査項目等については、仕様書等で定めることとする（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業）。

キ 効果の検証等

令和8年2月に開催する検討会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲等事業実績や植生調査の結果等による事業効果の検証を行い、当該区域での次年度以降の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等について検討する。

作業手順：指定管理鳥獣捕獲等事業（広域連携捕獲事業）

広域連携捕獲事業を実施するにあたっては、県境を隣接する愛媛県と情報共有等を行い、効果的に捕獲を行う。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で定めるほか、受託者と調整の上決定する。

ア 認定鳥獣捕獲等事業者との委託契約の締結

認定鳥獣捕獲等事業者を対象に公募型プロポーザルにより受託者を決定し、委託契約を締結する。

企画提案書を基に、事業の実施方法や実施体制、適切な進行と管理、安全確保や法令遵守、捕獲個体の処理や事業の検証を踏まえた実績報告書の作成など、事業を実施する上で必要な事項等を定めた委託契約仕様書を作成する。

なお、業務上、仕様書等を変更する必要がある場合は、県と協議のうえ変更する。

イ 関係者等との調整

委託業務の実施に当たっては、県と受託者は連携協力して関係者等との調整を図り、適切かつ安全に事業を実施することとする。また、そのために必要な緊急連絡体制を構築する。また、本事業にて連携する愛媛県と捕獲時期等について調整し、集中的かつ効果的な捕獲のため、捕獲区域周辺のシカ出現情報、捕獲情報、植生調査データ等の共有を行う。

ウ 事前調査の実施

捕獲による効果等を検証するための指標とするため、事業実施区域でのシカの生息状況等の調査を実施する。実施する調査項目等については、仕様書等で定めることとする（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業）。

受託者は、捕獲等に関する法規則の状況を確認し、当該捕獲区域に応じた安全かつ効率的な捕獲方法の検討と時間、場所の確認、安全確保や危険回避のための確認作業の設定、捕獲による植生等への影響の確認等を目的として、事前調査を実施する。愛媛県と共有した調査データも活用する。

エ 捕獲作業の実施

認定鳥獣捕獲等事業者（受託者）は、委託契約締結後、業務仕様書に基づき、速やかに（概ね9月上旬より）捕獲を開始し、11月末まで（概ね100日間程度）わな猟による捕獲作業を実施する。

捕獲作業の開始時と終了時には打ち合わせ等を実施し、作業内容や安全の確認、注意事項等の確認等を行う。効率的な捕獲のため、事前・捕獲中の調査で得た出現頻度データ等をわなの設置位置に反映させることとし、見回り労力の削減に向けて通信装置の活用も検討する。なお、一般登山者の安全を確保するため、各所に掲示板等を配置するなど、実施に当たっては細心の注意を払う。

また、捕獲個体確認時は、別途指示する項目を記録し、捕獲した個体は、業務仕様書に従って計測等を実施した後、原則として現地に埋設する。

他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査するとともに、ニホンジカ以外の鳥獣が捕獲された場合は、原則として速やかに放獣す

る。錯誤捕獲した鳥獣の情報は県に情報共有する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲される可能性がある場合は、受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

オ 実績報告書の作成

認定鳥獣捕獲等事業者（受託者）は、業務仕様書に基づき実施した捕獲作業について、自ら捕獲効率の分析等を行い、業務実績報告書を作成し県に提出する。

カ 事後調査

捕獲による効果等を検証するための指標とするため、事業実施区域でのシカの生息状況等の調査を実施する。実施する調査項目等については、仕様書等で定めることとする（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業）。

キ 効果の検証等

令和8年2月に開催する検討会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲等事業実績や植生調査の結果等による事業効果の検証を行い、当該区域での次年度以降の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等について検討する。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制（シカ捕獲・広域連携捕獲事業）

ア 実施主体

高知県

イ 事業の実施方法

わな猟によるシカ捕獲、安全管理、捕獲個体の処理、実績報告書の作成等：委託（委託先＝認定鳥獣捕獲等事業者）

ウ 結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施する体制（専門家との連携を含む）

指定管理鳥獣捕獲等事業検討会

- ・委員の構成：農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー、高知大学、環境省中国四国地方環境事務所四国事務所、農林水産省林野庁四国森林管理局、関係森林管理署、高知県林業振興・環境部、関係市町村、鳥獣保護管理員等
- ・事務局：高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室
- ・連携機関：愛媛県

7 住民等の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民等の安全の確保のために必要な事項

認定鳥獣捕獲等事業者及び専門機関（受託者）は捕獲事業管理責任者が責任を持って業務仕様書に定める安全管理基準や法令等を遵守し、リスク管理を徹底しながら住民の安全を確保して捕獲作業等を進める。

また、県や関係者、捕獲従事者等は、それぞれが地域住民、国有林内で従事する職員及び事業者等への作業内容等の周知等を行い、情報共有を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲区域の周囲に指定区域（社寺境内・墓地）が存在する場合は、指定区域の静穏を保持するよう、適切な場所により捕獲を実施する。

8 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、銃刀法や火取法などの関係法令（止めさしに関係）を遵守し、実施地域が自然公園法、自然環境保全法、森林法等の関係法令に係る区域である場合は、それらの法令を遵守する。また、これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請については、確実な手続きを実施する。

(2) 事業において配慮すべき事項

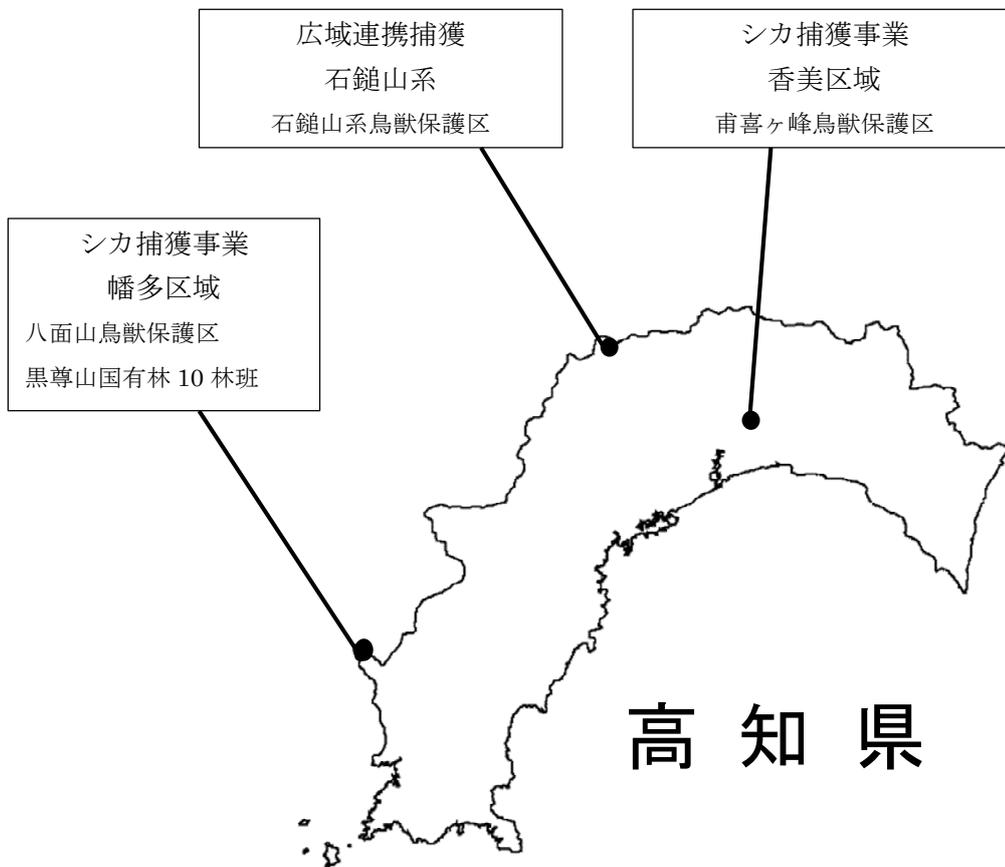
安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、鳥獣捕獲等事業の業務仕様書に基づいた工程管理を行い、特に、地域住民や捕獲従事者、国有林内で従事する職員及び事業者等の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、出猟や捕獲情報の記録は必ず行い、分析の上、次年度以降の計画に反映させる。

さらに、現行の鳥獣被害防止特措法との整合性を確保し、各事業の目的を達成するため、関係機関との情報共有を深め、協働の取り組みを進める。

(3) 地域社会への配慮

シカの適切な管理による農林業被害等の軽減や地域社会の発展のために、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する普及啓発を行い、地元住民等から説明を求められた際は、適切に対応し、関係者で情報を共有しながらシカの保護管理についての普及啓発に努める。

高知県での実施区域の位置（令和7年度）



- ・ 幡多区域（四万十市西土佐）：八面山鳥獣保護区及び隣接する黒尊山国有林 10 林班
- ・ 香美区域（香美市土佐山田町平山）：甫喜ヶ峰鳥獣保護区
- ・ 石鎚山系（吾川郡いの町桑瀬）：石鎚山系鳥獣保護区